



銀行の公正取引に 関する手引

七訂版

令和2年3月



一般社団法人

全国銀行協会



1

独占禁止法の概要

(1) 目的

独占禁止法は、正式名称を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」とい
い、昭和22年に制定された。

独占禁止法は、消費者の利益を確保し国民経済の民主的で健全な発達を促進するた
めに、「公正かつ自由な競争」の促進を目的としており、不当な取引制限（カルテル）の
禁止など自由経済の基本ルールを定めている。

(2) 規制内容

- ① 私的独占の禁止（独占禁止法第3条前段）
- ② 不当な取引制限（カルテル）の禁止（同第3条後段）
- ③ 不公正な取引方法の禁止（同第19条）
- ④ 事業者団体の規制（同第8条）
- ⑤ 企業結合の規制（同第9条～18条）
- ⑥ 寡占の弊害防止（同第8条の4）

このうち、「私的独占」、「不当な取引制限（カルテル）」、「不公正な取引方法」の禁止
は、独占禁止法の三本の柱といわれている。

三本の柱は、前二者が「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為、つ
まり市場において価格競争や品質競争が十分に行われないようにする行為であり、不
公正な取引方法が「公正な競争を阻害するおそれがある」行為である。

① 私的独占

事業者が単独でまたは共同して、他の事業者の事業活動を排除、支配することによ
り、競争を実質的に制限する行為をいう。シェアの高い企業が、取引先の拘束やダン
ピングによって、競争者を排除したり、競争者の株式を取得して支配下におき、市
場を独占する場合である。

② 不当な取引制限（カルテル）

いわゆるカルテルであり、入札談合もこれに当たる。

複数の事業者が共同して価格・数量・取引先・設備などに関し、相互に事業活動を

制限し、競争を実質的に制限する行為をいう。

③ 不公正な取引方法

A. 法定行為類型

不公正な取引方法のうち、共同の取引拒絶（供給に係るもの）、差別対価（継続して行われ他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのあるもの）、不当廉売（供給に要する費用を著しく下回る対価により継続して行われ他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのあるもの）、再販売価格の拘束および優越的地位の濫用については、独占禁止法で規定され、その違反は課徴金の対象となっている（独占禁止法第2条9項1号～5号）。

B. 一般指定

上記A. の法定行為類型のほか、公正な競争を阻害するおそれがあるものとして、公正取引委員会が告示により次の15の行為を指定している。これらは全ての業種に適用され、「一般指定」といわれている（別に特定の業種を対象とした「特殊指定」がある）。

- ・一般指定第1項 共同の取引拒絶（購入に係るもの）
- ・一般指定第2項 不当な単独の取引拒絶（不当な拘束に従わない事業者に対する取引停止など）
- ・一般指定第3項 不当な差別対価（法定行為類型を除く）
- ・一般指定第4項 取引条件等の不当な差別
- ・一般指定第5項 事業者団体における不当な差別
- ・一般指定第6項 不当廉売（競争者を排除するおそれがある原価割れ販売など）（法定行為類型を除く）
- ・一般指定第7項 不当高価購入
- ・一般指定第8項 欺瞞的顧客誘引（不当表示など）
- ・一般指定第9項 不当な利益による顧客誘引（過大な景品提供や不当な損失補填など）
- ・一般指定第10項 不当な抱き合わせ販売
- ・一般指定第11項 不当な排他条件付き取引（取引先に対し他行と取引しないよう拘束し、競争者の取引機会を減少させるもの）
- ・一般指定第12項 不当な拘束条件付き取引（合理的理由がないのに、取引相手の取引先を指定する場合など）
- ・一般指定第13項 不当な取引の相手方の役員選任への干渉
- ・一般指定第14項 競争者に対する不当な取引妨害
- ・一般指定第15項 競争会社に対する不当な内部干渉

C. 違法性

上記A. の法定行為類型のうちの優越的地位の濫用以外の行為類型および一般指定のうちの共同の取引拒絶（購入に係るもの）は原則として違法となる。また、優越的地位の濫用および前記の共同の取引拒絶以外の一般指定の各行為類型については、その違法性は個々具体的な状況に応じてその違法性が判断される。具体的には自由な競争を妨げていないか、価格・品質・商品開発などを中心とした競争を妨げていないか、事業者の自由で自主的な経営判断を困難にしているか、といった市場における競争への影響を総合的に勘案してその不当性が決められることになるが、その判断に当たっては、独占禁止法違反の審決・判決例や公正取引委員会の運用基準、ガイドライン等が参考になる。

〈不公正な取引方法の規制を補完する法律等〉

不公正な取引方法の規制を補完するものに「景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）」と「下請法（下請代金支払遅延等防止法）」がある。下請法は銀行業務と直接関係はないが、過大景品と一般消費者に対する不当表示を規制する景品表示法は銀行にも適用される。なお、銀行は景品表示法の規定にもとづき、より具体的な基準を定めた「銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」および「銀行業における表示に関する公正競争規約」を設けており、全国銀行公正取引協議会（事務局：全国銀行協会事務局）がその運営に当たっている。

なお、景品表示法は、第171回通常国会において「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立したことにより、同法の所管は消費者庁に移管された。

また、クレジットに関しては、銀行がクレジットカード事業に参入（銀行本体によるリボルビング方式・総合方式の割賦購入あっせんの取扱い）するに当たり、銀行や各産業分野の有力な事業者やその子会社がクレジットカード業務を行っている場合が多いことから、クレジット公正取引普及協議会および全国銀行協会において、平成16年3月に同協議会の「クレジット公正取引ガイドライン」（平成13年5月）を改訂し、「クレジット公正取引自主基準」を策定した（平成16年3月23日付全業会第17号／巻末資料として所収）。

加えて、銀行により募集可能な保険商品種類に対する規制は、平成12年5月から段階的に緩和されていき、平成19年12月22日からすべての保険種類に係る規制が撤廃され、全保険商品の取扱いが可能となったことから、全国銀行協会において、「生命保険・損害保険コンプライアンスに関するガイダンス・ノート」を策定した。

④ 事業者団体の規制

事業者団体は組織としての単一的意思を持ち、メンバーに対する統制や団体としての対外活動をしていると見られるところから、事業者を規制する規定とは別個の規定（独占禁止法第8条）が設けられている。

事業者団体が禁止されるのは、事業者の場合と同じく、私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法と同様の効果を持つ行為であるが、それに加えて「構成事業者の機能・活動の不当な制限」、「一定の事業分野における事業者の数の制限」が掲げられている。これらの規定により、競争の実質的制限に至らない行為でも違法となることがある。

⑤ 企業結合の規制

独占禁止法は、競争の実質的制限をもたらす企業結合や、事業支配力の過度の集中を防止するため、

- A. 事業支配力の過度集中規制（独占禁止法第9条）
- B. 銀行および保険会社における金融会社以外の会社の議決権保有等の制限（同第11条）
- C. 競争の実質的制限をもたらす株式保有、役員兼任、合併・分割、共同株式移転、事業譲受等の禁止（同第10条、第13条～16条）

を定めている。

また、不公正な取引方法による株式保有、合併等を禁止し、さらに、これらの規制の脱法行為を禁止している（同第17条）。

特に銀行については、上記B.により、公正取引委員会の認可を受けた場合や、担保権の行使により一時的に（原則として1年以内）議決権を保有する場合などを除き、国内の銀行業または保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社（証券専門会社、信託専門会社、資産流動化法に規定する特定目的会社等）以外の会社（事業会社）の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有することは禁止されている。

⑥ 寡占の弊害防止

公正かつ自由な競争の下で、企業がその努力によりシェアを著しく高めたとしても、また、カルテルなどの違法行為が存在しない下で、寡占業種における市場価格が硬直的になったとしても、それ自体は独占禁止法の問題となることではない。しかし、寡占の弊害を防止する見地から、独占禁止法は「独占的状态に対する措置」（第8条の4）の規定を設けている。

なお、公正取引委員会はこれら規定の適用要件の一つである市場構造要件（シェア等の基準）に該当するリストを公表しているが、銀行業はリストに含まれない。

(3) 銀行法等との関係

銀行業務に関しては、銀行法、臨時金利調整法等により直接規制されているが、銀行法等に従って行う行為であっても、行為の目的、態様、競争関係の実態、市場の状況等によっては、独占禁止法上の問題となることもあるので注意する必要がある。

近時、銀行業務について規制の緩和が進み、これに伴って独占禁止法の適用範囲は実質的にますます拡大してきているので、日常業務の運営には注意が必要である。

なお、平成18年4月施行の銀行法の一部改正により、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為、銀行または銀行と密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、または信用の供与を約する行為のほか、顧客の保護に欠けるおそれがある行為として、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件または実施について不利益を与える行為などが、禁止行為として定められた（銀行法第13条の3、銀行法施行規則第14条の11の3）。

例えば、優越的地位を不当に利用して他の取引を行うことを条件として信用を供与した場合には、独占禁止法違反だけでなく、銀行法違反にも問われる可能性が大きいことに留意する必要がある。

(4) 違反に対する措置

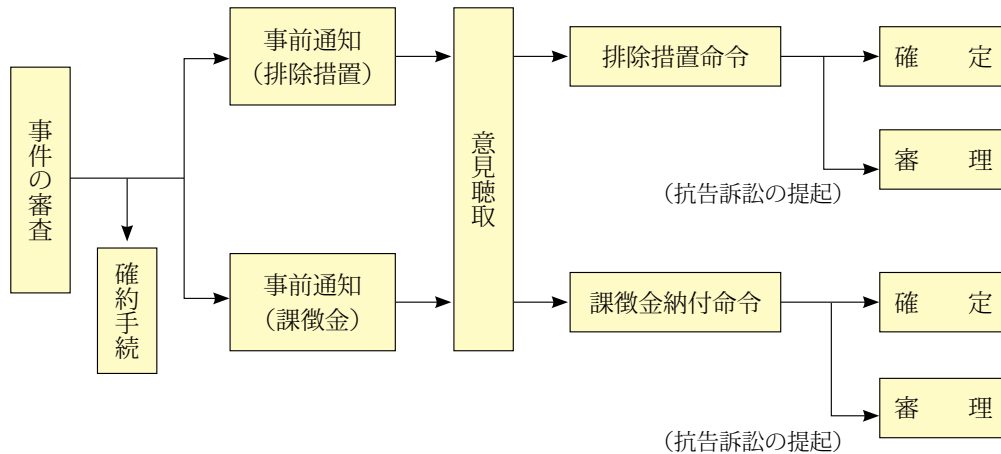
① 違反事件の処理手続

公正取引委員会は、事件の審査の結果違反があると認めると、当該行為を差し止める等の排除措置命令や課徴金納付命令（行政処分）を行う。当該行政処分に当たっては、当該処分に係る処分前手続として、公正取引委員会が当該事業者に対して事前通知を行い、事業者による証拠の閲覧・自社証拠の謄写が可能とされ、予定される行政処分についての審査官による説明、事業者による審査官に対する質問、意見陳述等を内容とする意見聴取手続が設けられている。

行政処分を受けた事業者は、当該行政処分があったことを知った日から6ヶ月以内に、裁判所に行政処分の取消訴訟（抗告訴訟）を提起できる（行政事件訴訟法第14条）。抗告訴訟の第一審管轄は地方裁判所にあるとされているが、独占禁止法違反事件については、判断の合一性を確保し、裁判所における専門的知見の蓄積を図るため東京地方裁判所の専属管轄とされている。（独占禁止法第7条、第7条の2、第8条

の2～4、第17条の2、第20条～第20条の6、第49条、第54条、第62条、第85条～第87条)

違反があったときの手続を図示すると次のようになる。



以上のほか、事案によっては違反の疑いのある行為に対して警告が行われることがある。警告も排除措置命令や課徴金納付命令と同様に原則として公表される。

【確約手続】

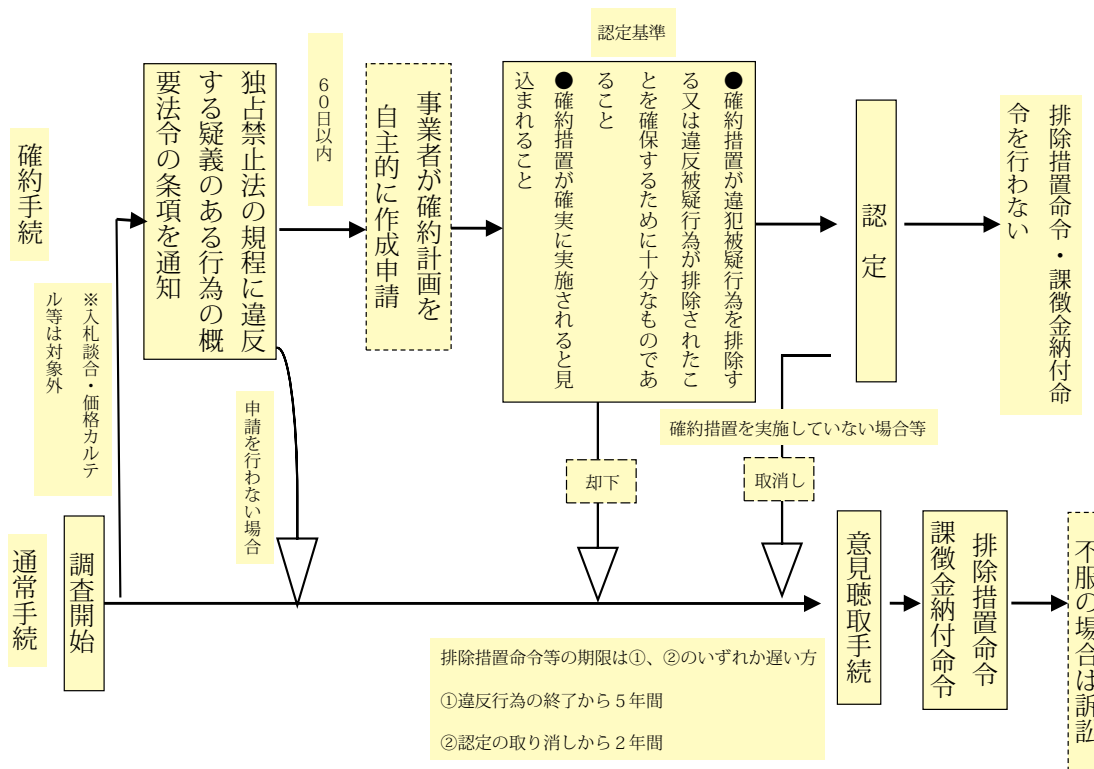
平成28年2月に我が国を含む12か国により署名された「環太平洋パートナーシップ協定」(TPP12協定)の実施に伴い、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との合意により自主的に解決する制度の導入に関する規定を整備するため、確約手続の導入(独占禁止法第48条の2～同条の9)を内容とする独占禁止法の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(以下「TPP12整備法」という。)が成立し、平成28年12月16日に公布された。しかし、その後米国が同協定からの離脱を表明したため、米国以外の11カ国による交渉の結果、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(TPP11協定)が署名され、これを受けて平成30年6月29日にTPP12整備法の一部を改正する法律が「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」として成立し、TPP12整備法において予定されていた確約手続の導入についての独占禁止法の改正は、TPP11協定が我が国について効力を生じた平成30年12月30日から施行された。

この確約手続は、前掲で図示した違反事件の処理手続のとおり、公正取引委員会が調査を開始した後、事前通知を行うまでの間に、公正取引委員会が違反被疑行為について確約手続に付することが適当であると判断するとき、違反被疑行為者において作成し、公正取引委員会の認定を受けた当該違反被疑行為を排除するための確約措置等が

実施された場合には、違反行為を認定することなく、排除措置命令等の行政処分を行わずに審査を終了するというものであり、手続の具体的な流れは以下の通りである。

なお、公正取引委員会は、「確約手続に関する対応方針」において、次の3類型については、違反行為を認定して法的措置を採ることにより厳正に対処する必要があり確約手続の対象外とすることを明らかにしている。

- ・ 入札談合、受注調整、価格カルテル、数量カルテル等のハードコアカルテルに当たる違反被疑行為である場合
- ・ 10年以内に違反被疑行為と同一の条項の規定に違反する行為について法的措置を受けたことがある場合
- ・ 刑事告発の対象となり得る国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な違反被疑行為である場合



② 課徴金

事業者間および事業者団体で行った価格カルテル、入札談合や、価格に影響することとなる数量カルテル、シェアカルテル、取引先制限カルテルまたは購入カルテル等の不当な取引制限もしくは事業者が行った支配型私的独占や排除型私的独占については、これらを行った事業者⁽¹⁾や事業者団体の構成事業者に対して課徴金が課される

(1) 違反行為をした事業者が調査開始日後に別の子会社等に対して事業の承継をさせた場合には、当該子会社等に対して課徴金の納付を命令することとなる。

(独占禁止法第7条の2)。

このほか、不公正な取引方法のうち法定行為類型である共同の取引拒絶（独占禁止法第20条の2）、不当な差別対価（同第20条の3）、不当廉売（同第20条の4）、再販売価格の拘束（同第20条の5）（これらは、いずれも同一の違反行為を繰り返した場合には対象となる。）または優越的地位の濫用（同第20条の6）についても、これらを行った事業者に対して課徴金が課される。

なお、違反行為がなくなった日から5年を経過すると課徴金の納付を命令することはできなくなる。

課徴金の算定率等は、以下のとおりである。ただし、算出した額が100万円未満のときは課されない。また、違反行為を行っていた期間が3年を超える場合には、終期からさかのぼって3年間分に限って課徴金が課される。

不当な取引制限から早期に離脱していた場合（違反行為の期間が2年未満で、調査開始日（独占禁止法第47条第1項第4号に規定する立入検査または同法第102条第1項に規定する臨検、捜査もしくは差押えが最初に行われた日）の1か月前までに違反行為をやめていた場合）、課徴金算定率は2割軽減された率となる（独占禁止法第7条の2第6項）。

繰り返し不当な取引制限、私的独占を行った事業者（調査開始日から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けていた場合）や不当な取引制限を主導して行った事業者に対しては、5割加算された率となる（独占禁止法第7条の2第7項、第8項）。また、事業者が不当な取引制限を主導的にかつ繰り返し行った場合には、その算定率は20%となる（独占禁止法第7条の2第9項）。

なお、課徴金は、違反行為の態様に応じ、違反行為期間中の当該違反行為の対象である商品または役務の売上額または購入額（ただし、優越的地位の濫用においては、違反行為の相手方との取引額）を基礎として算定される。⁽²⁾

(2) 「独占禁止法改正法の施行等に伴い整備する関係政令等について」（平成21年10月23日）における「パブリックコメントの募集及びその結果について」で「優越的地位の濫用」に関して の考え方が以下のとおり示されている。

意見の概要	考え方
新たに課徴金制度が導入された違反行為類型に係る課徴金額の算定の基礎となる売上額等の算定方法について、銀行業において違反行為が融資取引等で行われた場合、相手方との取引で発生した収入（銀行の財務諸表においては経常収益の科目に計上されるもの）の違反行為期間における合計額が該当し、融資元本やデリバティブの想定元本は、課徴金の算定根拠となる売上額には含まれないと解すべきである。	課徴金算定の基礎となる売上額又は購入額は違反行為の態様に応じて決定されるものであり、例えば、デリバティブ手数料に係る差別対価事案であれば通常は手数料が売上額となり想定元本は該当しないと考えられますし、融資取引を背景とした優越的地位の濫用事案であれば通常は金利が売上額となり融資元本は該当しないと考えられます。

【課徴金算定率】

() 内は中小企業の場合

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10% (4%)	10% (4%)	10% (4%)
支配型私的独占	10%	3%	2%
排除型私的独占	6%	2%	1%
共同の取引拒絶 不当な差別対価 不当廉売 再販売価格の拘束	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

【課徴金減免制度】

不当な取引制限等を行った違反事業者が自ら違反事実の報告を行う等の法定要件に該当した場合には、次のとおり課徴金が減免される（最大5社まで。同一企業グループ内の複数の事業者が申請を行った場合には、1事業者と計算する）。減免申請を行おうとする事業者は、まずファクシミリにより、違反行為の概要を記載した報告書（様式所定）を公正取引委員会に提出することとなっており、原則としてこの着信時間の先後で課徴金減免制度の適用の順位が決まる仕組みである。具体的には以下の表のとおり。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率
前	1位	全額免除
	2位	50%
	3～5位	30%
	6位以下	
後	最大3社 ⁽³⁾	30%
	上記以下	

なお、公正取引委員会は、調査開始前の1番目の申請事業者および当該事業者の役員・従業員等のうち、当該事業者の行った報告・資料の提出および公正取引委員会の調査における対応等において当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるものについては、刑事告発を行わない方針を表明している。

【令和元年改正独占禁止法】

事業者が公正取引委員会による調査に協力するインセンティブを高める仕組みを導入し、事業者と公正取引委員会の協力による効率的・効果的な実態解明・事件処理を

(3) 課徴金の減免制度の適用を受けられる申請者は調査開始前後にかかわらず最大5社であるが、調査後に申請を行った場合にその適用を受けられるのは、最大3社まで（なお、令和元年改正独占禁止法における本件見直しは後掲）。

行う領域を拡大するとともに、複雑化する経済環境に応じて適切な課徴金を課せるよう所要の措置を講ずることを目的とした改正独占禁止法が、令和元年6月26日に公布された（改正法の一部をのぞき、以下で説明する事項については公布から1年6か月を超えない範囲で政令に定める日に施行される）。

○ 課徴金制度の見直し

課徴金制度については、以下のような改正が行われた。

課徴金の額は、違反行為の対象商品・役務の売上額を算定の基礎として算出されるが、前述のとおり、その算定期間は現行法上最長3年間とされているところ、調査開始日の10年前まで遡れることとされた。また、算定の基礎金額として違反行為の対象商品・役務の売上額に加え、違反事業者から指示や情報を受けた「完全子会社等」の売上額等、対象商品・役務に密接に関連する業務によって生じた売上額（下請受注等によるもの）、対象商品・役務を供給しないこと等の見返りとして受けた経済的利得（談合金等）を追加することとされた。

課徴金の算定率については、現行の業種別算定率（前掲表参照）が廃止され、基本算定率に一本化された。また、前述の現行法における早期離脱に対する軽減算定率は廃止された。

繰り返し違反をした事業者に対する割増算定率は、前述の現行法の適用対象を拡大し、企業グループ単位での違反行為も対象とされ、完全子会社が課徴金納付命令等を受けている場合や、課徴金納付命令等を受けた違反対象事業を承継している場合にも適用されることとされた。

このほか改正法では、中小規模の事業者に対して適用される中小企業算定率について、大企業グループに属する中小企業が違反事業者となった場合も適用されていたところ、同一企業グループ内ですべての事業者が中小企業である場合に限定することとされた。

【令和元年改正独占禁止法における課徴金算定率】（）内は中小企業の場合

	全業種
不当な取引制限	10%（4%）
支配型私的独占	10%
排除型私的独占	6%
共同の取引拒絶不当な差別対価	3%
不当廉売再販売価格の拘束	
優越的地位の濫用	1%

○ 課徴金減免制度の見直し

課徴金減免制度については、現行法の減免申請順位に応じた減免率に加え、事業者の調査協力の度合いに応じた減免率を付与することとされた（調査協力減算制度）。

例えば、調査開始前の申告順が1位の企業は全額免除と現行法と同様であるが、2位以下は申請順位に応じた減免率に、調査協力度合に応じて最大40%の減免率が付加される（下表参照）。また、現行法では減免申請者数は最大5社と上限があったが、この上限は撤廃された。

【令和元年度改正独占禁止法における減免率】

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合に応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	20%	
	3～5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社 ⁽⁴⁾	10%	+最大20%
	上記以下	5%	

○ いわゆる「弁護士・依頼者間秘匿特権」への対応

令和元年改正独占禁止法では、前述のとおり、調査協力減算制度が導入され、事業者が調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するニーズがより高まると考えられることから、新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、当該相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書等の取扱いについて審査官がその文書等にアクセスしないことを内容とする手続として整備されることとされた（いわゆる「弁護士・依頼者間秘匿特権」への対応）。

この制度は、独占禁止法第76条（委員会の規則制定権）に基づく規則、指針等によって整備されることとされており、その運用は令和元年独占禁止法改正内容の施行と同時期の予定である。

この制度の対象となる調査手続は、不当な取引制限に係る違反事件に関する行政調査手続とされ、事業者と弁護士との間で秘密に行われた不当な取引制限に関する法的意見についての通信の内容を記載した文書等（事業者から弁護士への相談文書、弁護士から事業者への回答文章等）が対象物件となる。他方、弁護士相談前から存在する資料（一次資料）、相談の基礎となる事実を収集し取りまとめた資料（事実調査資料）等は本制度の対象外となる。

③ 罰 則

違反を繰り返す場合や国民生活への影響が大きい違反の場合には、公正取引委員会が発見することによって刑事事件として扱われ、刑事罰が課されることがある。罰則

(4) 調査開始日前と合わせて5位以内である場合に適用。

が適用されるのは、私的独占、不当な取引制限、事業者団体の違反行為（一部を除く）、銀行業または保険業を営む会社による独占禁止法第11条に規定する議決権保有制限の違反などの場合である。不公正な取引方法の違反は直接には刑事罰の対象となることはないが、確定した排除措置命令に違反した場合の罰則が定められている（独占禁止法第89条～第100条）。

課徴金に加えて罰則が科される場合には、罰金相当額の半分が課徴金額から控除される調整措置が規定されている。（独占禁止法63条）

公正取引委員会は、後記の告発方針に該当すると疑うに足りる相当の理由がある不当な取引制限等の刑事罰に係る事件（犯則事件）を調査するために、裁判所の令状をもって強制的に捜索・差押えなどの調査を行うことのできる権限（犯則調査権限）を有している（独占禁止法第101条～第116条）。なお、犯則事件は審査局犯則審査部が担当し、犯罪捜査のために行政調査権限が行使されることのないよう行政調査を行う審査部門との間にはファイアーウォールが設けられている。

公正取引委員会は、①価格カルテル、数量カルテル、シェアカルテル、入札談合、共同ボイコット等の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、および②違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案については、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である旨公表している。

④ 一般私人による差止請求

独占禁止法違反行為（不公正な取引方法に係るもの）によって「著しい損害」を受け、または受けるおそれがある者は、その利益を侵害するまたは侵害するおそれのある事業者または事業者団体に対して、その侵害の停止または予防を請求することができる（「差止請求」。独占禁止法第24条）。

⑤ 損害賠償

私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法を行った事業者および価格カルテルなど独占禁止法第8条（「事業者団体の禁止行為」）の違反行為を行った事業者団体は、被害者から損害賠償を請求されることがある。独占禁止法第25条は、確定した排除措置命令が存在する場合が前提となるが、故意、過失がなくても責任がある旨のいわゆる「無過失損害賠償責任」を規定している。

(5) 公正取引委員会の主な運用基準等

公正取引委員会の運用基準等は、抽象的な規定の多い独占禁止法の解釈・運用を具体的に示すものとして重要である。

銀行に係る運用基準等には、次のようなものがある。

- ① 企業結合審査の手続に関する対応指針（平23.6（令1.12改正））
- ② 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平22.11（平29.6改正））（※）
- ③ 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（平21.10）
- ④ 独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針（平17.10（平21.10改定））
- ⑤ 金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について（平16.12（平23.6改正））（※）
- ⑥ 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（平16.5（令1.12改定））
- ⑦ 事業支配力が過度に集中することになる会社の考え方（平14.11（平22.1改正））
- ⑧ 独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方（平14.11（令1.10改正））（※）
- ⑨ 債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方（平14.11（令1.10改正））（※）
- ⑩ 事業者の活動に係る事前相談制度（平13.10（平27.4改正））
- ⑪ 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平10.3（平23.6改定））
- ⑫ 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平7.10（平22.1改正））（※）
- ⑬ 行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平6.6（平22.1改正））（※）
- ⑭ 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平3.7（平29.6改正））
- ⑮ 確約手続に関する対応方針（平30.9）

（※）は巻末資料として所収。

公正取引委員会では、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」にもとづき、企業結合審査に関して検証を行い、この検証結果等を踏まえ、企業結合規制（審査手続および審査基準）の見直しを行った。上記①は、企業結合審査の手続について、事前相談の位置づけを見直し、届出前相談や届出後の手続の流れなどを示すものとして新たに策定されたものであり、併せて、従来の「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」は廃止された。また、企業結合審査の予見可能性の向上を図るため上記⑥についても改正が行われている。

上記②は、平成22年1月に施行された独占禁止法の改正（平成21年法律第51号）において優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったことを踏まえ、公正取引委員会が、優越的地位の濫用規制について、業種横断的な一般的な考え方を明確化するために策定したものである。優越的地位の濫用として問題となる行為とは、(a)「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」、(b)「正常な商慣習に照らして不当に」行われる行為として、独占禁止法第2条第9項第5号イ～ハのいずれかに該当する行為であるが、上記②では、(a)の考え方と(b)の考え方をそれぞれ明確にしたうえで、当該イ～ハについて行為類型ごとに想定例や具体例を挙げて優越的地位の濫用の考え方を明らかにしている。

上記⑧および⑨は、独占禁止法が公正取引委員会の認可を受けた場合等に銀行が他の国内の会社の議決権について5%を超えて保有等することができることとしていることから、当該認可に係る考え方を明らかにすることとして定められている。平成26年4月の改定では、銀行が事業再生の途上にある他の国内の会社の5%超の議決権を保有等することとなる場合や銀行が投資事業有限責任組合の有限責任組合員等となり、組合財産として他の国内の会社の5%超の議決権を保有等する場合などについて、一定の要件のもとで認可することとされた。また、令和元年10月の改定では、⑧については、銀行が事業再生会社の5%超の議決権を保有等することとなる場合において、裁判所の関与があれば、原則として3年を限度として認可し、⑨については、銀行が債務の株式化により事業再生会社の5%超の議決権を保有等することとなる場合において、銀行等の支援等を織り込んだ合理的な経営改善計画が作成され、銀行等以外の第三者が当該計画に関与していれば原則として2年を限度とし許可することとされている。